1．沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「267,950円」を「278,750円」に、「251,500円」を「262,300円」に、「209,350円」を「220,150円」に、「200,050円」を「210,850円」に改める。

2．沖縄海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,750円」を「273,750円」に、「201,900円」を「210,900円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月12日から効力を生ずる。